



# 鳥取県公報

平成 20 年 9 月 12 日 (金)  
号外第 100 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則 (79) (消防チーム) . . . . . 3
	鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (80) (公園自然課) . . . . . 5
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (81) (住宅政策課) . . . . . 7

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## 鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 障害者顕彰金の支給額等について定めた規定中、障害等級の区分並びにその障害等級及び金額の決定に係る根拠となる政令の条項を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

## 鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が制定され、農林水産業等に係る被害の防止のために鳥獣の捕獲等に従事する者を市町村長が指名し、又は任命することができる制度が設けられたことに伴い、狩猟者登録申請書の様式について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 狩猟者登録申請書の様式について、市町村長により指名され、又は任命された鳥獣の捕獲等に従事する者に関する事項を加える等の所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

## 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、県営住宅の一部の団地における水道及び下水道の施設の利用について、知事が使用料として徴収することとしたことに伴い、使用料を徴収する団地及び使用水量の算定方法を定める。

## 2 規則の概要

- (1) 使用料を徴収する団地は、次のとおりとする。  
日ノ出町団地、住吉団地、内浜団地、三柳団地、上福原第1団地、上福原第2団地、皆生団地、福原団地、永江団地、上粟島団地、安倍彦名団地、渡団地、外江団地、弥生団地、上道団地、高松団地、美保団地、誠道団地、余子団地及び夕日ヶ丘団地
- (2) 使用水量の算定は、県が負担する水道等の料金に係る使用期間に相当する期間における各住戸の使用水量を、県が当該住戸に設置した水道メーターにより計量することにより行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

# 規 則

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第79号

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県消防顕彰金条例施行規則（昭和44年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																																								
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県消防顕彰金条例（昭和44年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第3条及び第5条の規定に基づき、<u>条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>別表第2（第2条関係）障害者顕彰金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">功労の程度及び障害等級による支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">功 労 の 程 度</td> <td style="text-align: center;">(1) 抜群 の功労が あり、他 の模範と なると認 められる 者</td> <td style="text-align: center;">(2) 特に 顕著な功 労がある と認めら れる者</td> <td style="text-align: center;">(3) 多大 な功労が あると認 められる 者</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">功労の程度による増額</td> </tr> <tr> <td colspan="4">特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者であって障害等級が1級に該当するものについては、1級の最高額に1,900,000円を加算することができる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>障害等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）第6条第2項に規定する障害等級による。</u></p> <p>2 <u>障害等級及び金額の決定については、政令第6条第5項から第8項まで（第6項第1号を除</u></p>	功労の程度及び障害等級による支給額				功 労 の 程 度	(1) 抜群 の功労が あり、他 の模範と なると認 められる 者	(2) 特に 顕著な功 労がある と認めら れる者	(3) 多大 な功労が あると認 められる 者	略				功労の程度による増額				特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者であって障害等級が1級に該当するものについては、1級の最高額に1,900,000円を加算することができる。				<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県消防顕彰金条例（昭和44年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第3条及び第5条の規定に基づき、<u>同条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p> <p>別表第2（第2条関係）障害者顕彰金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">功労の程度及び障害の等級による支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">功 労 の 程 度</td> <td style="text-align: center;">(1) 抜群 の功労が あり、他 の模範と なると認 められる 者</td> <td style="text-align: center;">(2) 特に 顕著な功 労がある と認めら れる者</td> <td style="text-align: center;">(3) 多大 な功労が あると認 められる 者</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">功労の程度による増額</td> </tr> <tr> <td colspan="4">特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者であって<u>障害の等級が1級に該当するものについては、1級の最高額に1,900,000円を加算することができる。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 <u>障害の等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）別表第3に定める障害の等級による。</u></p> <p>2 <u>障害の等級及び金額の決定については、政令第6条第2項から第6項まで（第3項第1号を</u></p>	功労の程度及び障害の等級による支給額				功 労 の 程 度	(1) 抜群 の功労が あり、他 の模範と なると認 められる 者	(2) 特に 顕著な功 労がある と認めら れる者	(3) 多大 な功労が あると認 められる 者	略				功労の程度による増額				特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者であって <u>障害の等級が1級に該当するものについては、1級の最高額に1,900,000円を加算することができる。</u>			
功労の程度及び障害等級による支給額																																									
功 労 の 程 度	(1) 抜群 の功労が あり、他 の模範と なると認 められる 者	(2) 特に 顕著な功 労がある と認めら れる者	(3) 多大 な功労が あると認 められる 者																																						
略																																									
功労の程度による増額																																									
特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者であって障害等級が1級に該当するものについては、1級の最高額に1,900,000円を加算することができる。																																									
功労の程度及び障害の等級による支給額																																									
功 労 の 程 度	(1) 抜群 の功労が あり、他 の模範と なると認 められる 者	(2) 特に 顕著な功 労がある と認めら れる者	(3) 多大 な功労が あると認 められる 者																																						
略																																									
功労の程度による増額																																									
特に抜群の功労があり、他の模範となると認められる者であって <u>障害の等級が1級に該当するものについては、1級の最高額に1,900,000円を加算することができる。</u>																																									

く。)の規定の例による。

除く。)の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第80号**

鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年鳥取県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																																						
<p>様式第15号（第18条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 80%;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">放鳥獣猟区の区域の登録の有無</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">対象鳥獣捕獲員であるか否かの別</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1 県下全域</td> <td style="width: 50%;">2 放鳥獣猟区の区域のみ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">                     (3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（にレ印を付し、対象鳥獣捕獲員である場合には、所属している市町村の名称を記載すること。）                      対象鳥獣捕獲員である。（所属市町村）                      対象鳥獣捕獲員ではない。                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(4) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(5) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(6) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(7) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">注1及び2 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">                     3 (7)は、職業を具体的に記載するとともに、職業分類の該当番号を で囲むこと。                 </td> </tr> </table>	略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">放鳥獣猟区の区域の登録の有無</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">対象鳥獣捕獲員であるか否かの別</td> </tr> </table>	略	放鳥獣猟区の区域の登録の有無	略	対象鳥獣捕獲員であるか否かの別	略	1 県下全域	2 放鳥獣猟区の区域のみ	(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（にレ印を付し、対象鳥獣捕獲員である場合には、所属している市町村の名称を記載すること。） 対象鳥獣捕獲員である。（所属市町村） 対象鳥獣捕獲員ではない。		(4) 略		略		(5) 略		略		(6) 略		略		(7) 略		注1及び2 略		3 (7)は、職業を具体的に記載するとともに、職業分類の該当番号を で囲むこと。		<p>様式第15号（第18条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 80%;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">放鳥獣猟区の区域の登録の有無</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1 県下全域</td> <td style="width: 50%;">2 放鳥獣猟区の区域のみ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(3) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(4) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(5) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(6) 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">注1及び2 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">                     3 (6)は、職業を具体的に記載するとともに、職業分類の該当番号を で囲むこと。                 </td> </tr> </table>	略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">放鳥獣猟区の区域の登録の有無</td> </tr> </table>	略	放鳥獣猟区の区域の登録の有無	略	1 県下全域	2 放鳥獣猟区の区域のみ	(3) 略		略		(4) 略		略		(5) 略		略		(6) 略		注1及び2 略		3 (6)は、職業を具体的に記載するとともに、職業分類の該当番号を で囲むこと。	
略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">放鳥獣猟区の区域の登録の有無</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">対象鳥獣捕獲員であるか否かの別</td> </tr> </table>	略	放鳥獣猟区の区域の登録の有無	略	対象鳥獣捕獲員であるか否かの別																																																		
略	放鳥獣猟区の区域の登録の有無																																																						
略	対象鳥獣捕獲員であるか否かの別																																																						
略																																																							
1 県下全域	2 放鳥獣猟区の区域のみ																																																						
(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別（にレ印を付し、対象鳥獣捕獲員である場合には、所属している市町村の名称を記載すること。） 対象鳥獣捕獲員である。（所属市町村） 対象鳥獣捕獲員ではない。																																																							
(4) 略																																																							
略																																																							
(5) 略																																																							
略																																																							
(6) 略																																																							
略																																																							
(7) 略																																																							
注1及び2 略																																																							
3 (7)は、職業を具体的に記載するとともに、職業分類の該当番号を で囲むこと。																																																							
略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">放鳥獣猟区の区域の登録の有無</td> </tr> </table>	略	放鳥獣猟区の区域の登録の有無																																																				
略	放鳥獣猟区の区域の登録の有無																																																						
略																																																							
1 県下全域	2 放鳥獣猟区の区域のみ																																																						
(3) 略																																																							
略																																																							
(4) 略																																																							
略																																																							
(5) 略																																																							
略																																																							
(6) 略																																																							
注1及び2 略																																																							
3 (6)は、職業を具体的に記載するとともに、職業分類の該当番号を で囲むこと。																																																							

<p>4 略</p> <p>添付書類</p> <p>1 (6)の要件を申請者が備えていることを証する書面</p> <p>2 略</p> <p>3 申請者が対象鳥獣捕獲員である場合にあっては、市町村長がそのことを証する書面</p>	<p>4 略</p> <p>添付書類</p> <p>1 (5)の要件を申請者が備えていることを証する書面</p> <p>2 略</p>
--	---

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第81号**

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び別表の表示に下線が引かれた条及び別表を加える。

改 正 後	改 正 前		
<p>（家賃等の減免又は徴収猶予の申請等） 第8条の4 略</p> <p><u>（水道及び下水道の施設の使用料）</u> <u>第8条の5 条例第15条の2第1項の規則で定める県営住宅は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>2 条例第15条の2第2項に規定する使用水量の算定は、県が負担する水道等の料金に係る使用期間に相当する期間における各住戸の使用水量を、県が当該住戸に設置した水道メーターにより計量することにより行うものとする。</u></p> <p>別表（第8条の5関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日ノ出町団地 住吉団地 内浜団地 三柳団地 上福原第1団地 上福原第2団地 皆生団地 福原団地 永江団地 上粟島団地 安倍彦名団地 渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	日ノ出町団地 住吉団地 内浜団地 三柳団地 上福原第1団地 上福原第2団地 皆生団地 福原団地 永江団地 上粟島団地 安倍彦名団地 渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地	<p>（家賃等の減免又は徴収猶予の申請等） 第8条の4 略</p>
名 称			
日ノ出町団地 住吉団地 内浜団地 三柳団地 上福原第1団地 上福原第2団地 皆生団地 福原団地 永江団地 上粟島団地 安倍彦名団地 渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。